

# 江戸幕府初期大老と井伊直孝の役割

野田 浩子

## はじめに

江戸幕府において、大老職は最高の地位にある役職であるが、その就任者については諸説があり、定説とまで至っていない状況といえる。日本史の辞書・事典類には、大老一覧が載せられているが、辞書ごとに説が異なると言ってもいいほどである。国政を担う最高の地位でありながら、これほど多様な説が併存するものは、他に例を見ないのではないか。

大老であったかどうか諸説があるのは、江戸幕府の諸制度が整備されたとされる寛永年間から元禄年間までの人物である。元禄十年（一六九七）に大老職となった井伊直興以降はその就任に異論を差し挟む余地がない。本稿では、それ以前の人物を大老と称すべきか検討を加えたい。なお、その検討対象となる人物を本稿では「初期大老」と称することとする。

江戸幕府の政治組織については、藤井讓治氏による老中制度の研究をはじめ、組織の形成過程が明らかにされてきている。しかし、大老については、高橋修氏が老中奉書の研究の一環として大老奉書を文書論的に分析する中から大老制の成立を導き出した<sup>②</sup>以外、職務の実態から言及した論考は見あたらない。それ以外は、「柳営補任」などの補任史料や、「徳川実紀」「寛政重修諸家譜」といった江戸時代後期の編纂物をもって

役職就任としているのが現状である。あるいは、初期幕政史研究において、近年は「江戸幕府日記」（右筆所日記、姫路酒井家本）や「柳営日記」（国立公文書館内閣文庫蔵）といった同時代史料が重要な位置を占めるようになってきているが、これらには史料的人格上、幕府内部における政務の実態、特に決定のあり方までは記されないため、具体的な職務内容・権限までは追究できていない。何をもちつて大老とするかさえ、議論されているとはいいがたい状況にある。

とくに初期大老に関して言うならば、同時代において大老という役職名が確定していないうえ、後世に確立した「大老職」を基準として初期の幕閣の中に大老に該当する人物を求めようとしている。しかし、何をもちつて大老とするかその定義が充分にはなされていないこと、さらに、史料上の表現を無批判に採用し、職務の実態にまで踏み込んでいない点が問題点として挙げられる。

そこで、本稿では、かかる研究状況をふまえ、大老職の淵源としてどのような人物および職務とするべきか、実態を示すことで一つの見方を提示したい。なお、筆者はこれまで、初期大老について見通しを述べた<sup>③</sup>ことがあり、本稿はそれに続くものである。

## 一 大老諸説の比較

## 1 現行の諸説

現在刊行されている日本史の辞書・便覧等には、「江戸幕府大老就任者」一覧表が掲出されているが、書籍ごとにさまざまな説が示されている。美和信夫「江戸幕府大老就任者に関する考察」<sup>④</sup>では、『古事類苑』（明治三十八年）から荒居英次編『日本近世史研究入門』（昭和四十九年）まで、幅広い年代の辞書・研究書類二十四冊を比較して、各書で大老職とする人物を一覧表として提示・比較している。そこで、近代以降の説で誰を大老と見なしてきたか、その傾向を読みとるデータとして美和氏の作業を活用する。表1-1では、美和氏が検討した二十四冊のうち各人物を大老とする数を掲げた。表の数字が24であれば美和氏が分析したすべての書籍で大老と表記されていることを意味する。

それによると、酒井忠清・堀田正俊や、井伊直興以降の井伊家はすべての書籍で大老とし、土井利勝や酒井忠勝はほとんどで大老とする。一方、酒井忠世・保科正之・井伊直澄は大老に含むか否か両説があることが読みとれる。

次に、近年編纂された代表的な辞書類三点を取り上げ、大老説を比較した（表1）。各書の作成方針・典拠は次のとおりである。

表1-2 国史大辞典（第八巻 一九八七年 吉川弘文館） 本文項目美和信夫執筆、大老一覧松尾美恵子作成

辞書項目の本文では、「それまで老中であつた土井利勝と酒井忠勝の両名が瑣細の職掌をゆるされて大政を担う地位にのほったのが大老の始期で、実質的にのちの大老にあたるとする。また、大老一覧表では、近世前半期の採用基準として、美和信夫「江戸幕府大老就任者に関する

表1 現行辞書等による大老就任者の説

	1 美和信夫著書	2 『国史大辞典』	3 『岩波日本史辞典』	4 『徳川幕府事典』
酒井忠世	10			○
土井利勝	22	○	○	○
酒井忠勝	22	○	○	○
保科正之	9			
榊原忠次	1			
阿部忠秋	1			
酒井忠清	24	○	○	○
井伊直澄	15		○	○
堀田正俊	24	○	○	○
松平信之	記述なし		○	
井伊直興	24	○	○	○
柳沢吉保	12（別に大老格5）		○	○
井伊直興（直該）	24	○	○	○
井伊直幸	24	○	○	○
井伊直亮	24	○	○	○
井伊直彌	24	○	○	○
酒井忠績	24	○	○	○

各書で大老とした人物に○を付した

1 美和著書の数字については本文を参照のこと

考察」（『麗沢大学紀要二六』）の所説を参考にし、大老補任の確証が得られないものは含まない、とその方針を注記している。実際、本表は美和氏前掲著書において分析した結果に一致する。

表1—3 岩波日本史辞典（一九九九年 岩波書店） 藤井讓治作成

江戸幕府諸職表の一項として「老中・大老」がある。諸職表全体の典拠として、「柳営日次記」（内閣文庫蔵）の記載をもとに作成し、「日次記」欠落部分は別系統の「江戸幕府日記」で補い、「寛政重修諸家譜」「徳川実紀」「公武重職補任」、また「国史大辞典」「日本史総覧」、藤井讓治『江戸幕府老中制形成過程の研究』などを参照した、とある。松平信之を大老としているのは本書のみである。これは、同時代の幕府日記の記載を典拠とした結果であろう。

表1—4 徳川幕府事典（二〇〇三年 東京堂出版） 須田肇作成の表を補訂

幕府役職就任者一覧の一項として「大老」がある。一覧表全体の凡例によれば、原則として「柳営補任」を底本とし、「寛政重修諸家譜」・「徳川実紀」などにより異同等を照合した、とある。国史大辞典では確証が得られないものは除外しているが、それに対して本書は幅広く採用している。

大老就任者について検討を加えた論考としては、美和氏前掲著書がある。先行の説を比較し、また近世の諸役人任免記類（補任史料）を収集して検討を加えている。氏の論では、大老の名称がなく、制度化される以前の人物のうち、大老とすべきメルクマールとして①老中より一段上、②官位が少将または中将で、侍従である老中とは区別される、③ただ大政に関与するだけの立場ではなく、老中と同じく日々登城して幕政全般にあたるのが原則であるが、老中のような細務は免除されている、の三点を挙げる。ただし、③については、就任者や就任時の諸事情によって大老の権限に軽重が生じている、とする。しかしながら、これらを導き出したのは『柳営勤役録』『職掌録』といった、著者・年代の不詳な史料<sup>⑤</sup>であり、条件設定としてふさわしいとはいえない。

江戸幕府初期大老と井伊直孝の役割

表2 江戸時代補任史料による役職区分

	柳営補任	諸役人系図
井伊直政	執事職	権現様御先手三人衆
本多忠勝	執事職	権現様御先手三人衆
榊原康政	執事職	権現様御先手三人衆
井伊直孝	執事職	大老A
松平清匡(忠明)	執事職	大老A
保科正之	執事職	大老A
井伊直澄	執事職	大老A
榊原忠次	執事職	大老A
井伊直興	執事職	大老A
酒井忠世	元老	大老B
土井利勝	元老	
酒井忠勝	元老	大老B
酒井忠清	元老	大老B
堀田正俊	元老	大老B
柳沢吉保	元老	
井伊直幸	元老	
井伊直亮	元老	
井伊直弼	元老	
酒井忠績	元老	

「諸役人系図」で2区分される大老を、大老A・大老Bと表記した

2 近世の補任史料による表記

美和氏の論考では、近世の補任史料を集め、大老と表記されているかどうかの分析もしているが、そこで筆者の目に留まったのは、これら補任史料類の多くは老中より上層の役職として「大老」以外に「執事職」「補佐」などという項目が立てられていることである。現在、大老と見なす説のある人物は両項目のうち「大老」・「執事職」のいずれかに含まれる。現在では「大老」か否かを検討しているが、同時代の補任史料の認識では、一つの役職ではなく別の二系統の立場が存在したのである。

そこで次に、代表的な補任史料により、その人物表記を確認する。

表2-1 柳営補任（『大日本近世史料』東京大学出版会）

補任史料のうち、幕末までのデータが揃い、活字化されていることもあり、よく使われる代表的な史料である。天保八年（一八三七）に幕臣の根岸衛奮が編纂に着手して、安政五年（一八五八）に完成、その後加筆訂正され、幕末までのデータが所収されている。冒頭より、①執事職、②元老（大老）、③御政事総裁職、④奉書連判（老中）と続く。（ ）内は目次における表記であり、②については本文の項目は「元老」とある。筆頭に挙げられるのは「執事職」である。ここには、徳川家康の宿老であつた井伊直政・本多忠勝・榊原康政の三名や、井伊直孝・松平清匡（のち忠明）・保科正之・井伊直澄・榊原忠次・井伊直興の名が列記される。①と②を比較すると、年代的には重複している時期があり、①にはすべてで大老と見なしている井伊直興や、その先代で大老と見なす説もある井伊直澄が含まれる。つまり、現行の説で「柳営補任」を参照しているとするのも、同書の元老（大老）項だけでなく、別の「執事職」項の一部も取り入れているのである。

表2-2 諸役人系図（東京大学史料編纂所蔵 請求記号四三三―五）

本史料は、記載内容の下限が元禄十五年（一七〇二）であり、この年から隔たっていない元禄末年から宝永初年頃に作成されたと推定される。同系統の幕府補任類のうち、現存する中では最も早くに成立したものとされ、小宮木代良氏によると、表紙の記載などから見て、本史料は幕府右筆所日記を参照して作成されたという<sup>7)</sup>。右筆所内に保管されたこの日記を参照して補任史料を編纂したのは幕府右筆であることは容易に想像でき、この内容は作成当時の幕府中枢における認識とみなしてもよいだろう。

記載内容については、冒頭に「大老」項目が立てられ、井伊直孝・松

平清匡・保科正之・井伊直澄・榊原忠次・井伊直興が同一丁に列記されている。ついで次丁に、酒井忠世・酒井忠勝ら四名が列記される。さらに、井伊直政ら三名は本系図では「大老」項の次に「権現様御先手三人衆」という別項目で列記されている。つまり、「柳営補任」とは項目の名称は異なるが、実質的に同様のグループングをしている。

以上、江戸時代の補任史料の表記を確認したところ、大老の淵源とも言える役職について、同時代の認識では、「執事」「補佐」などとも称される井伊直孝から井伊直興までの六名と、「元老」などと称される酒井忠世・酒井忠勝以下という二系統が存在したということが出来る。

江戸時代には、明らかに別系統と認識されていた役職が存在したにも関わらず、現在の辞書類では一つの「大老」という名称に当てはまるか否かが議論されている。しかし、問題にするべきは「大老」という文言ではなく、その職務内容である。初期幕政においては、徳川家臣それぞれが職務を担い、その役割が次世代に継承されることによって「職」が成立してきた。江戸時代の認識に立ち返り、老中より上層の職務として二系統があつたと認識するところからはじめ、それぞれの実態を分析することこそ、初期大老を考える方策ではないかと考える。

### 3 二系統の「大老」

前節で導き出した二系統の職務について、同時代の補任史料の表記をもとに、ここでは「執事系大老」と「元老系大老」と表記し、その人物について概観する。

#### ① 執事系大老

寛永九年（一六三二）正月、大御所徳川秀忠は遺言で、井伊直孝と松平忠明の両名に將軍家光の政務を補佐しよう命じた。この役割は、「寛政重修諸家譜」の井伊直孝項では「政事にあづかり」と表記されて

いる。藤井讓治氏によると、その政務参与としての立場は、軍事力を背景に、「年寄連署奉書には加判しないが、各種の申渡し挨拶などの場で、幕府年寄衆の一角を構成し、かつ第一グループ（酒井忠世・土井利勝・酒井忠勝、筆者注）以下の年寄衆より上位にあった」とされる。<sup>⑤</sup>

井伊直孝は、近江彦根藩主で、寛永九年当時、譜代筆頭の二十五万石を領していた。一方の松平忠明は、大和郡山藩主で当時十二万石。徳川家康の外孫にあたり、家康の養子となり一家を立て、大坂落城後に大坂城を拝領した。両家とも、家康の命令で組織された有力部隊であり、要衝の地を城地としている。直孝・忠明とも、秀忠没後に家光の政務を補佐したが、その後忠明は病気により江戸を離れ、政務参与としての役割は直孝より低くなった。儀礼の場では、両者が並んで列座しており、格式としては同待遇であったとみなすことができる。

その後、彼らの立場を継承したのは保科正之である。正之は二代將軍徳川秀忠の庶子で、血統的には將軍家の一門であるが、保科家の養子となり、会津若松二十三万石という奥州の要衝の地を領しており、彼も徳川の武威を支える家柄と言える。「寛政重修諸家譜」（同人項）や「徳川実紀」（慶安四年四月二〇日条）によると、家光死去の日より、家綱の座所である西之丸にのぼり、その政務を補佐したとする。家光生前の正保二年（一六四五）、將軍世子家綱の元服式で直孝は加冠役・正之は理髪役といった重臣の役を務めるなどの例からもわかるとおり、將軍補佐を命じられる以前より直孝の立場を継承する人物と目されていた。家光より次世代の政務補佐を命じられたのも、先代において直孝が拝命したのと同一の職務といえる。

次に同役を継承したのは榊原忠次である。彼は榊原康政の孫で、「徳川の先鋒」に象徴される康政の立場を継承し、姫路藩主十五万石。寛文三年（一六六三）二月五日「今よりのち時々御側に伺候し、政務のこと

も存するむねあらば、保科肥後守正之と相議し、老臣等と謀るべき」と命じられる（寛政重修諸家譜）。つまり、保科正之の政務補佐と同格と考えられる。

井伊直澄は、井伊直孝の四男で直孝の死により井伊家当主の座を継承した。その後、寛文八年十一月十九日に「御表方御挨拶、其上大成御用有之時分何も二相加、御用をも弁候様二仕、先掃部仕来候通二相心得候様二」と將軍家綱の上意が下されており、従来はこれをもって直澄の大老就任とすることもあった。しかし拝命内容を確認すると、「先掃部」つまり直孝が勤めてきた役割を継承するよりの意である。さらにその役割とは「御表方御挨拶」と「大成御用」ある時に老中らの合議に加わる、という二点であることも示されている。

以上、彼らの立場や任命時の表記などから見て、井伊直孝・松平忠明から保科正之・榊原忠次・井伊直澄へと同様の役割が代々継承されてきたということがわかる。

一方、次の井伊直興については、その実態は複雑である。元禄十年（一六九七）六月十三日、井伊直興は大老職に就いた。「柳営日次記」<sup>⑥</sup>同日条では井伊直興が「於御前大老職被仰付」とする。また、同時に大老も老中と同様な形で奉書を発給するようになり、これをもって老中と同様の「職」として大老職が設置されたと考えられる。<sup>⑦</sup>しかし一方で、井伊家では直興の大老就任は直孝・直澄以来の役割を継承したものであると自己主張している。元禄十年、井伊直興は父祖の徳川家に対する奉公を五冊にまとめた「御覚書」<sup>⑧</sup>を柳沢吉保に提出した。ここには、「大老御役儀ハ及承候躰御当家ニ而直政・直孝・直澄三代、拙者四代、外二保科肥後守・松平式部大輔被仰付候由、其外には不及承候」とあり、執事系大老として継承されてきた役割を直興が受け継ぐという認識である。意識的には継承を強調しながら、実態では老中並の行為を求められると

いう乖離が見られる。これは、当時の権力構造とのかかわりが指摘できよう。当時、柳沢吉保の側用人政治の時期にあたり、前代とは将軍と老中の関係も変質していた。かかる状況において、側用人・老中とは別の「第三のポスト」に井伊家が就くことにより、権力の均衡化をはかろうとしたのではないか。しかしこのことは、代々務めてきた「執事系大老」とはその役割が変質したことを意味する。直興さらにその後の大老職については後考を期したい。

## ② 元老系大老

「大老」の始まりは土井利勝・酒井忠勝とすることが多い。これは、利勝・忠勝が老中を免じられた寛永十五年（一六三八）十一月七日の「徳川実紀」の「これ今の世にいふ大老なり」という記述などに基づくと思われる。しかし、小宮木代良氏によると、「徳川実紀」の表記はその成立した十九世紀前半における政治意識にそった書き換えがされており、史料批判が必要とのことであり、<sup>⑬</sup>本件もこの提唱にあてはまるであろう。土井・酒井の大老就任に関する表記は、「徳川実紀」編者の主観であり、その職務の実態に基づいて、「大老」との関係論じる必要がある。

この時土井・酒井に命じられた職務内容は、「細成御用」は免除されて、出仕日は月次登城日（毎月朔日・十五日・二十八日）のみでよく、その扱う政務の内容は「禁中方」「大成御用」となった。<sup>⑭</sup>つまり、あらゆる案件を処理する繁多な職を退き、老中職のうち重要事のみを扱うことになったのである。また、その後酒井忠清、堀田正俊も老中として政務を執った後、加判を免除されて「大老」となっている。忠清・堀田の時期は將軍家綱が政治を主導せず、実質的に彼らを中心として政務運営を計ったという事情がある。

つまり、老中の視点から政務を執るが、「小事」は免除されたのがこの「元老系大老」といえよう。彼らは、老中より上位に位置しており、その点を重視したがゆえにこれまで大老とされてきた。しかし前述した「執事系大老」とは別個の存在であり、同一の役職名を付すことはできない。

以上より、寛永期から元禄期頃までは、老中より上位に位置し、「大老」と称されることもある権力として二系統が存在したことが確認された。そのうち「執事」などと称される役は、徳川秀忠からの遺言で井伊直孝らが將軍家光の政務を後見したことがその始まりである。

では、次に井伊直孝らの職務内容について、一例を挙げて見ていきたい。

## 二 「執事系大老」の役割

寛永十年代の幕閣における職務権限の相違を具体的に見るため、寛永十二年（一六三五）の柳川一件およびその後の朝鮮通信使来聘を取り上げる。これは、隣国との外交関係において幕府の大局的な方針が決定された案件であり、文書のやりとり・交渉の経過といった幕政担当者の具体的な対応が記録されて残っている。<sup>⑮</sup>対馬藩主宗氏の家中で作成された「朝鮮信使記録」である。この記録は当該期における幕閣内での政務決定過程が具体的に判明する貴重な事例といえるため、本稿ではこれに基づいて、幕閣内の立場・職務内容の違いを示したい。

### ① 柳川一件の尋問

寛永十年（一六三三）、対馬藩主宗氏とその重臣柳川氏の間で起こった御家騒動が、国書改ざんを幕府へ暴露する事件へと発展する。幕府では、寛永十一年の將軍家光上洛が済んだ同年十月頃より、関係者の尋問

を開始した。ここで、尋問を主導したのは老中土井利勝・酒井忠勝・松平信綱である。この尋問は、土井利勝の屋敷で行われることが多く、尋問には彼らの他、老中阿部忠秋、大目付柳生宗矩、江戸町奉行加々爪忠澄・堀直之らも列席している。

翌寛永十二年二月には、対馬より事件関係者が江戸に召し出され、同月二十五日より土井利勝屋敷で彼らの尋問があり、その後老中らが酒井忠勝や松平信綱の屋敷に集まり審理している。そして三月十一日、江戸城本丸大広間において、將軍家光の御前で両者の対決が行われた。ここでの座席図が伝わっているが、それによると、中段奥に座する將軍家光の左右には、老中堀田正盛・阿部忠秋らがいる。審理を受ける宗義成と柳川調興の脇には、老中酒井忠勝・松平信綱がそれぞれ取次役として着座する。また、この場には御三家・国持大名をはじめ諸大名・旗本らが中段・下段の右脇から二の間にかけて列座し、それと対面するように左脇には幕府関係者が着座した。幕府関係者の着座する左脇のうち、最も將軍に近い位置に座したのが井伊直孝・松平忠明・土井利勝であった。この三名には將軍の上意を宗義成へ申し渡す役割があり、義成が出座してくると、三名は義成の座する下段近くに着座位置を平行移動している。

本件の過程を見ると、事実関係を調査し、関係者を聴取するという実務的な行為は老中が主導していることが明らかである。それに対して、將軍御前審理の場では、老中以外に將軍に近い幕閣として井伊直孝・松平忠明が登場する。以上のような経緯を見ると、この兩名は審理に関与していないかのように思える。しかし実際には、尋問を受ける側である宗氏の記録には登場しない部分で、直孝らが関与していたと考えられる。

実は、この審議において、家光は直孝を頼りにしていたことが窺える

江戸幕府初期大老と井伊直孝の役割

一通の書状が残っている<sup>①</sup>。直孝は、寛永十一年八月に暇を得て彦根に戻った後、一通の書状を家光から受け取った。そこには、「今年来年之内二大キ成仕置共候間、其方も暮に被下候様ニと云候へ共、万事談合すべく候間、霜月之末、極月之始時分、少云候よりはやく可被罷下候」とあり、「大キ成仕置」の談合をするので、暇の際に伝えたより早く、十一月末から十二月初旬頃に参府するように、と伝えている。ここで言う「大なる仕置」とは、当時の幕府における重大事件を見渡しても、同年十月から審理の始まった本件であると容易に推定できる。

ここでの老中との役割の区分は明確である。老中は証拠資料を収集して將軍に提示するという行政的な実務を担っている。老中が収集した資料に基づいて將軍が裁定を下すが、將軍が裁断するにあたり「談合」すなわち相談・助言するのが直孝の役割と考えるのが妥当だろう。直孝らの役割は「將軍後見」「政務参与」などと表現されてきたが、その実態は幕府内での審理への参与といえる。特に本件は將軍家光の御前で尋問が行われており、家光を中心に審議が行われた。最終的には、將軍自身が決断を下すが、將軍の相談役となったのが直孝らなのである。

一方で、家光の時代には將軍權威が強化されている。將軍の発言や行為そのものが權威を持つようになり、幕府儀礼・行事において將軍自身が言葉を発する機会は限られ、発した場合は名譽なことに価値づけされた。それゆえ、御前尋問の場で將軍の意志はその重臣である直孝・松平忠明と老中土井利勝によって伝達されたのであった。彼らは公式な場で將軍の意を伝達する幕閣の筆頭として列座している。

## ②直孝を頼る宗義成

柳川一件は、將軍御前尋問の後、宗氏側の勝利という決断が下された。その根拠は、本稿の趣旨と異なるため触れないが、田代和生氏<sup>②</sup>によると、

宗氏側についたのは井伊直孝・松平信綱で、土井利勝・酒井忠勝や林羅山らは柳川方につき、この一件で勝利した宗氏に対して敵意をあらわにしたという。田代氏は当事者ではなく朝鮮側の記録に基づいてこのように導いているが、宗氏の記録でもその傾向は見られる。

柳川一件の裁定後まもなく、朝鮮より馬芸者である「馬上才」が江戸に到着した。これは、一件が問題となる以前より朝鮮へ派遣を依頼していた件であるが、宗氏にとっては、一件落着後はじめてとなる朝鮮関係の御用であり、本件の進め方について細心の注意を払い、幕府老中へ指図を仰いで進めようとした。四月十一日、宗義成は老中酒井忠勝宅へ行き、数件の問い合わせをする。その中の一つ、柳川一件で停止されていた朝鮮への渡航を再開してよいかという問いに対して、酒井の回答は、土井利勝・松平信綱といった別の老中へ申し上げるようにというものであった。他の問い合わせについても同様の躰であり、翌日、土井利勝宅へ行って同様の申し出をしたが、「各中へ御尋被成可然存候」と、土井は判断を下さず、他の老中らの意見が必要との意を伝えるに留まった。このように両老中の回答は要領を得ないため、義成はさらに翌十三日、井伊直孝宅を訪問し、土井・酒井へ問い合わせをした旨を伝えた。直孝の回答は、「大炊頭殿・讃岐守殿より可被達上聞候間、近日御差図可被仰付与存候、若も衆議二及候ハ、委曲申談」というものであった。義成が先に土井・酒井に窺った件は、將軍の耳に達するだろうから、近日指図があるだろう、もし「衆議」に諮られたならば、直孝が詳しく申すという意である。

このような直孝の発言からは、彼の幕閣内での立場が読みとれる。案件を將軍へ諮りそれを大名へ命じるのは老中の役割であり、「衆議」に及ぶ、すなわち本件が幕閣会議で議論されれば直孝はそこに出席して発言する立場にある、というものである。

もともと、直孝としては、自分の立場上可能なことしか返答できない。義成が正式な交渉ルートではない直孝を頼ったのは、本来の窓口である酒井・土井が義成からの問い合わせを正当に受理せず、「たらい回し」のような非協力的な態度に出たため、義成はみずからの意図が幕閣・將軍へ正しく伝わらないことを危惧したためであろう。義成が前日に老中へ願ひ出た内容を直孝の耳に入れることで、本件が正当に扱われない場合には直孝の助力が得られるよう願ったと考えられる。つまり、直孝は非公式ではあるが、諸大名がみずからの意向を幕府内に伝える有力なルートであったといえよう。

### ③ 国書作成

馬上才の帰国時には、国書を作成して持ち帰らせることになるが、柳川一件によって、幕府成立以来交わしてきた国書が偽造されたものであったと判明した以上、次に作成する国書は朝鮮との新たな関係を築く重要な意味を持つものとなった。宗義成は、幕府老中に指示を仰ぎながら国書作成にとりかかろうとした。

その時最初に問題となったのが、文書作成にたずさわる外交僧の問題であった。従来よりその任にあつた外交僧規伯玄方は、柳川一件で罪に問われて流罪となったため、義成は彼の後任を務める人物について、幕府より指示されるよう老中土井・酒井へ願ひ出た。その回答は、五山の長老より招くのがよいだろうから、金地院玄良へ依頼するようにというものであり、この指示どおり金地院へ頼んだところ、断られてしまった（五月十三日条）。馬上才の帰国に間に合わせるには時間的猶予がないため、文章は宗家側で玄方の弟子が草案を作成して土井・酒井へ提示した。そこで、彼らや金地院が吟味を加えたが、それぞれの呼称など両者の関係にかかる表記が問題となり、義成は三度にわたって修正を加えて老中

へ提示した。兩名の承認が得られると、次に井伊直孝・松平信綱も同席して幕閣内の最終審査となった。その場で直孝がまず確認したのは、文書の表記では両国の関係が対等かという点であった。林羅山より対等という回答を得ると、直孝は、外国とは官位の上下が異なるので、外交文書では官位格式に構わず対等な礼式とするべきと、基本原則を伝える。直孝は、文言の細部を問題とするのではなく、大局的に判断している。また、直孝がこの書跡は「見苦敷」と指摘することで、再度五山僧より外交僧を選出することを促したのであった（五月二十三日条）。

七月二十三日には、柳川一件が落着いた旨を朝鮮へ伝える国書を作成するため、義成がその和文の案を作成して老中へ諮った。老中の回答は「此通可然」と、原案どおりで了承したが、直孝が「外二も被申越様も可有之事二候、各中より御差図被成候ハ、対馬守可為大幸与存儀二御座候」と発言する。義成の案の他にも加えるべきことがあるから、老中より義成に指示をせよと言っている。直孝の役割は、老中の政務に対してより上級の権力としてその可否を判断することであつたことがわかる。またここでも、大名への指示は老中の職務であつて、直孝の職掌外であるという分別もなされている。

この後、和文が確定し、義成は帰国途中の京都に立ち寄り、五山僧の中から選任された新たな外交僧に国書草案を作成させ、それを江戸の老中へ届けた。その請書が老中土井・酒井の連署で遣わされた。本書には松平信綱も加判するべきところ不在につき加判せずとの追て書があり、老中三名の連署で発給されるべきものであることがわかる。老中よりの請書と同時に、井伊直孝から義成へ、老中まで国書案文を提出したことに対する返書が遣わされている（十月二十四日条）。発給文書の内容からも、直孝は老中とは別の立場であることが確認できる。

以上、柳川一件後の宗氏と幕府とのやりとりの中から、井伊直孝の行

為を三つの事例により見てきた。老中は行政的実務を担い、大名と直接やりとりするのに対し、直孝はそれより上級の立場から政務を判断する立場にある。柳川一件を裁決するにあたって家光には直孝の存在が不可欠であつたように、將軍の政務に対して相談・助言し、その決断を補佐するのがその第一の役割であつた。また、国書の草案については、最終的に將軍の上覧を得たかどうかは本史料では触れられていないが、老中が関わって作成した案を実質的に最終判断したのは井伊直孝である。

幕政における決裁事項にはさまざまなものがあるが、本稿で見たような外交問題に代表される重要事項や、政権の方針に関わる「大事」について、將軍が決断するにあたって、その補佐を行ったのが直孝らの役割であろう。つまりその役割は、將軍の持つ権限に直屬しており、老中ら当時形成されてきた職制とは別の体系にある。

また、老中と大名の関係が正常に機能しない場合、両者の間に入り、円滑な関係を築くこともあつた。

### おわりに

本稿では、初期幕政において、老中とは異なる政治権力を持つグループとして、井伊直孝・松平忠明をその始まりとする「執事系大老」の系統があることを確認した。中でも彼らの役割を規定したのが井伊直孝の行為であつた。井伊直孝が將軍の決裁を補佐し、一代で築き上げたその役割を次世代へ受け継いでいったのが「執事系大老」なのである。

では、彼らの権威は何に依っているのか。その一つに家柄が挙げられよう。直孝や保科正之は最終的に中将に任じられており、彼らは徳川譜代の中で筆頭の格式に位置する。武家政権である徳川幕府において、その武門をつかさどる家であることに由来している。泰平の世となつても、

彼らの武威は將軍の權威を支える家臣の象徴的存在であり続けた。將軍家に関わる行事・儀礼では家臣最高位に位置している。たとえば寛永九年（一六三二）の家康十七回忌法会では、忌服中の將軍家光の名代として直孝が日光東照宮に参詣している。また、次期將軍となる家綱の元服式で初めて冠を着けさせる加冠役という重要な役を務めたのも直孝であった。軍事を背景に將軍個人の持つ權威・権力を補佐したのである。

さらに、將軍からの信頼も挙げられる。ただこれは、家光の個人的な意向ではなく、秀忠からの遺命でもある。家柄に加えて、政治家としての直孝の力量が両將軍に評価された結果といえよう。

井伊直興以降の井伊家より輩出した「大老職」は、井伊直孝の役割とその起源を持ち、元禄期の政治状況などにより改変された結果と考えられる。本稿では、直孝に始まる役割を「執事系大老」と称し「元老系大老」や「大老職」との違いを考察した。「執事系大老」・「元老系大老」を大老と評価できるかどうかは、「元老系大老」や「大老職」の検討を経た上で考えるべき事柄であるので、現時点では保留しておきたい。

### 注

- ① 藤井讓治『江戸幕府老中制形成過程の研究』（校倉書房・一九九〇年）
- ② 高橋修「老中奉書の文書学的研究」（東北史学会『歴史』八六輯・一九九五年）
- ③ 拙稿「井伊家の家格と幕府儀礼」（朝尾直弘編『譜代大名井伊家の儀礼』彦根城博物館・二〇〇四年）
- ④ 『江戸幕府職制の基礎的研究』（広池学園出版部・一九九一年）第二節

「大老就任者に関する考察」

- ⑤ 『国書総目録』による。
- ⑥ 福田千鶴『酒井忠清』（吉川弘文館・二〇〇〇年）でも大老に二系統があることの指摘はある。
- ⑦ 小宮木代良「『徳川実紀』の作成過程と幕府記録」（『徳川実紀・続徳川実紀』（『国史大系書目解題下巻』吉川弘文館・二〇〇一年）のち『江戸幕府の日記と儀礼史料』（吉川弘文館・二〇〇六年）に所収）
- ⑧ 藤井讓治前掲著書。
- ⑨ 『新修彦根市史第六巻 史料編 近世一』一二九号
- ⑩ 国立公文書館内閣文庫所蔵
- ⑪ 高橋修前掲注2論文による。
- ⑫ 彦根城博物館所蔵『彦根藩井伊家文書』調査番号六〇三八一―六〇三八五
- ⑬ 小宮木代良「家光政権の研究と『江戸幕府右筆所日記』」（『江戸幕府の日記と儀礼史料』（吉川弘文館・二〇〇六年）所収）
- ⑭ 藤井讓治前掲著書。
- ⑮ 「朝鮮信使記録」（東京国立博物館所蔵、資料番号QB―三二九九）。以下、本節では特に断らない限り本史料による。
- ⑯ 「公事対決之御座配絵図」（東京大学史料編纂所所蔵「宗家史料」一〇一七）
- ⑰ 寛永十一年八月十六日付徳川家光書状（井伊直孝宛）彦根城博物館所蔵『彦根藩井伊家文書』調査番号四三七七二
- ⑱ 田代和生『書き替えられた国書―徳川・朝鮮外交の舞台裏―』（中公新書・一九八三年）

（彦根城博物館学芸員）